

令和5年度 管内水力発電所に係る立入検査結果について

中国四国産業保安監督部四国支部
電力安全課

【立入検査の目的】

立入検査は、管内の水力発電所に対して自主保安の実態を確認し、保安レベルの向上に資することを目的として実施しています。

内容は、主任技術者の執務状況、保安規程の遵守状況、電気工作物の維持・管理状況、技術基準への適合状況等について検査を行い、電気事業法及び関係法令等に適合していない事項等が確認された場合、改善指示等を行うことにより、保安確保の適正化を図ることとしています。

【立入検査の実施方法】

検査対象は、電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者への立入検査実施要領（平成24年9月19日付け20120919商局第24号）に基づき、次の観点から選定しました。

- ① 事故が発生した事業用電気工作物（電気関係報告規則第3条）
- ② 技術基準に適合するよう命じられた事業用電気工作物（電気事業法第40条）
- ③ 経年劣化のおそれのある事業用電気工作物
- ④ これまで使用実績がない又は少ない技術を用いた事業用電気工作物
- ⑤ 社会的に重要と認められる事業用電気工作物
- ⑥ 保安の確保が適切でないおそれのある事業用電気工作物
- ⑦ 電気保安の実態を把握する必要がある事業用電気工作物

【立入検査の結果】

■ 管内立入検査実施件数

令和5年度の立入検査は、管内4箇所で行いました。

表1 管内立入検査実施件数

		件数
電気事業用		2
自家用		2
	公 営	0
	その他	2
合 計		4

■ 検査事項及び不備事項

技術基準不適合や保安規程が遵守されていない等の不備事項については、表2のとおりです。

表2 水力発電所における重大な不備事項(令和4年度)

	項目	件数	不備事項(具体例)
1. 保安規程遵守状況	a. 保安管理体制	0	—
	b. 保安教育(訓練も含む)	0	—
	c. 電気工作物の巡視、点検及び検査	0	—
	d. 電気工作物の運転、操作	0	—
	e. 事故及び異常時の措置	0	—
	f. 記録	0	—
2. 技術基準への適合状況		0	—
3. その他		0	—

四国管内の水力発電所の設置者におかれましては、現場の実態と各種規程との整合性を再確認するとともに点検及び検査の目的を十分に理解した上で、確実な保守・保安を実施していただくことをお願いいたします。